地震対策への提言(案)

長野県建築士会諏訪支部 地震対策勉強会 新潟県建築士会岩船支部 有志

国への提言:

- 1. 耐震化事業を積極的に進めるためにも、地震で壊れない建物を作ることは基より、壊れても人命が助かる耐震補強工事(壁量計算に則らない)、部分的な部屋のシェルター化などへの基準作成及び補助を考えていただきたい。 (既存建物の耐震化を進めようとすると、住人の老齢化、経済力の脆弱性の為、建築基準法の規定値に達するように家全体の補強を要求される事が、高いハドルとなっている。)
- 2. 応急危険度判定士派遣に関し、被災した都道府県への打診と積極的な調整を していただきたい。

(被災した当事者が派遣要請をしない限り、他県の応急危険度判定士が派遣される事は無いと聞いている。)

3. 応急危険度判定士派遣に関し、ボランティアに頼らず予算を組んで、国の業務として行っていただきたい。(生命保険、損害保険等の整備を!) (阪神淡路の震災以来、本来行政が行うべき行為を代行するように、ボランティアが活

(阪伸淡路の震災以来、本来行政が行つへき行為を代行するように、ホランテイアが活動している。本来の姿を考え直し、何かあったときの保障だけでも整備すべきである。)

県への提言:

1. 応急危険度判定士派遣に関し、被災した市町村への打診と積極的な調整をしていただきたい。

(被災した当事者が派遣要請をしない限り、他県の応急危険度判定士が派遣される事は無いと聞いている。)

2. 応急危険度判定士派遣に関し、応急危険度判定士全員に直接連絡をしていた だきたい。

(応急危険度判定士の資格は県が指定したもので、派遣要請も県から出される。また、 建築士会の会員になっていない判定士の数も増えており、個人情報保護の問題もある。 建築士会の連絡網に頼って連絡を取ることで、会員以外の判定士への連絡が遅くなり、 連絡が取れない場合も考えられる。また連絡は、文章及び地図を必要とすることが考え られ、末端での判読が困難になることなどを考え合わせると、FAXでの同報通信やメ

- ールでの一斉通信が必要になる。迅速な連絡には県からの直接連絡を主とし、建築士会の連絡網による連絡は補助的なものであるべきだと考える。)
- 3. 応急危険度判定士派遣に関し、建築士会県本部と協力し、派遣する判定士の調整をしていただきたい。

(中越地震の派遣においては、長野県全県に派遣要請があった。経験をつませる事を考え合わせた結論だったようだが、そのような斟酌は不要である。)

4. 応急危険度判定士派遣は、判定士の慣れも考慮し交代日時の調整及び派遣する判定士の地域を決めていただきたい。(全県からの参加は不要。)

(中越地震の派遣においては、南信から赴く場合片道5時間以上掛かる方も居り、非効率的であった。また日帰りとなると、実働3,4時間がいいところで、被災者の方々にどの様に映ったろうか?派遣地域、派遣期間を考え直していただきたい。)

5. 応急危険度判定士派遣に関し、宅地応急危険度判定士と協働で判定ができるよう、判定資格や作業の日程調整を考えていただきたい。

(中越地震においては、地盤の崩れが家屋倒壊の原因になっていることが多く、宅地応急 危険度判定士の方々との協働が必要だった。また宅地応急危険度判定士の存在を知らない 者が多くいた。)

- 6. 応急危険度判定士派遣に関し、判定士を引率する職員の方々の訓練及び体制 を確立していただきたい。
- 7. 応急危険度判定士の活動時間をなるべく長く確保するために、集合場所での説明は最小限に止め、現地での具体的説明に重点を置いていただきたい。
- 8. 判定マニュアルの確認及び見直し(必要があれば)をしていただきたい。(被 災建物への立ち入りなどについて)
- 9. 判定用紙(赤、黄、緑)に関し、罹災証明とは無関係である旨を記載していただきたい。

(応急危険度の判定に際し、判定の意味が一般に誤解されている。また罹災証明を発行する市町村に建築の専門家と見なせる方が少ない。そのため、応急危険度の判定 = 罹災証明の判定と誤解されたり、事実 = となった場合があるようだ。)

- 10.判定用紙(赤、黄、緑)に関し、風雨で破損しない工夫をしていただきたい。
- 11.応急危険度判定士の派遣期間は、住民が必要としている間としていただきたい。

市町村への提言:

1. 被災をされた市町村は、速やかに応急危険度判定を県に依頼していただきたい。(被災された場合なすべきことが多いため、基本事項を決めておき、それ以外の特殊事情がある場合のみ連絡を入れる等、連絡を入れない場合自動

的に派遣依頼があったことになる様な方法の検討が必要。)

2. 応急危険度判定を行うに当たり、窓口を1つとし、受け入れる判定士との意思疎通が充分に行える体制を確立しておいていただきたい。

(建築士会が応援することも一案である。)

- 3. 応急危険度判定を行うに当たり、住民への広報を充分に行っていただきたい。
- 4. 罹災証明の発行にあたり、市町村のみで判断が難しい場合は、応急危険度判定を行う際、応急危険度判定士にその旨の説明をしていただきたい。

建築士会県本部および連合会への提言:

1. 応急危険度判定士派遣に関し、建築士会県本部と協力し、派遣する判定士の調整をしていただきたい。

(被災した当事者が派遣要請をしない限り、他県の応急危険度判定士が派遣される事は無いと聞いている。)

2. 応急危険度判定士派遣は、判定士の慣れも考慮し交代日時の調整及び派遣する判定士の地域を決めていただきたい。(全県からの参加は不要。)

(長野県の場合、富山、新潟県の場合は北信中心、岐阜、群馬、山梨県は中信中心、静岡、愛知県は南信中心などの地域分担や、一泊二日で半数ごとの交代など。)

- 3. 応急危険度判定士派遣にあたり、派遣する判定士の地域をあらかじめ決めておいていただきたい。(他県への応援の場合、派遣する県により参加要請する支部を決めておく。ただし、他支部でも希望者は参加してもらう。)
- 4. 応急危険度判定士派遣にあたり、判定士の統一した服装を用意していただき たい。

(他県へ派遣された場合地理にも疎く、住民に不信感を与えない為、また、建築士会を アピールする為にも、統一したヘルメット、ベスト程度は揃えていただきたい。交代人 数分あれば、引き継ぐことができる為2,30人分もあれば足りると思いますが!)

その他:

1. 住宅相談が出来る体制をより整備する。

(応急危険度判定の際に相談されることがあり、相談に乗ることで安堵感を持ってもらえた。判定効率は悪くなるが!)

2. 応急危険度判定士をもっと増やす方法を考える。

(5年間有効な資格ではあるが、期限切れで参加できない方々がいたり、年を取って参加出来ない方々も増えてくる。定期的に確認が必要。)